

第402回上山市農業委員会総会議事録

1 期 日 令和4年5月25日（水）午後1時30分開会

2 場 所 市役所 401・402会議室

3 出席委員 14人

1 番 江口勘四郎委員

2 番 長沼健司委員

3 番 山川光照委員

4 番 上妻一実委員

~~5 番 山口久志委員~~

6 番 吉田とも委員

7 番 井上隆市委員

~~8 番 松田陽一委員~~

9 番 木村 正委員

10 番 富田憲一委員

11 番 鈴木萬四郎委員

12 番 渡邊智春委員

13 番 後藤敏秀委員

14 番 原田広幸委員

15 番 木村辰也委員

16 番 花谷和男委員

出席推進委員 なし

傍聴 なし

4 欠席委員 5 番 山口久志委員 8 番 松田陽一委員

5 議事日程

日程1 諸般の報告

日程2 議事録署名委員の指名

日程3 議 第1号 農地法第3条の規定による許可申請について

日程4 議 第2号 第459回農用地利用集積計画（転貸を伴う利用権設定）について

日程5 報告第1号 農地法第18条の規定による通知書の受理について

日程6 報告第2号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について

日程7 報告第3号 使用貸借契約の解約書の届出について

日程8 報告第4号 承認した農地改良届出について

6 事務局出席職員

事務局長 漆山徹、係長 柏倉昌範、係員 大沼織江、係員 伊藤亜子

7 会議の概要

議長（会長） 定刻になりましたので、5月17日に告示になりました、第402回上山市農業委員会総会を開会します。出席委員は定足数に達しておりますので、これより会議を開きます。本日の会議は、各位のお手元に配布しております議事日程により進めます。

議長 日程1、諸般の報告であります、事務局長より報告いたします。事務局長。

事務局長 諸般の報告を申し上げます。第1、招集告示について、令和4年5月17日、上山市農業委員会告示第7号により、令和4年5月25日、第402回上山市農業委員会総会を招集する旨告示されました。第2、出席告知について、令和4年5月18日付け農委第22号をもって、第402回上山市農業委員会総会に出席されるよう告知いたしました。第3、総会資料の配布について、第402回上山市農業委員会総会日程等、関係資料はお手元に配布しております。第4、総会出席委員数について、委員定数16人、現在出席委員14人となっております。なお、5番、山口久志委員及び8番、松田陽一委員から欠席する旨の連絡がきております。以上で報告を終わります。

議長 日程2、議事録署名委員の指名であります、上山市農業委員会総会会議規則第29条の規定により、議長において、1番、江口勘四郎委員、7番、井上隆市委員を指名いたします。

議長 日程3、議第1号、農地法第3条の規定による許可申請について議題といたします。はじめに所有権の移転について、事務局長より提案理由の説明をいたします。事務局長。

事務局長 議第1号、農地法第3条の規定による許可申請の所有権の移転について説明いたしますので、議案書の1ページをお開きください。2件の申請がございました。整理番号1について説明いたします。譲渡人は皆沢在住の〇〇氏、パートタイマー、譲受人は皆沢在住の〇〇氏、農業であります。皆沢地内の畑1筆について所有権を移転するもので、土地の所在、面積等の詳細については議案書に記載のとおりです。譲受人の要件としては、農地の全部効率活用の可否、農業常時従事の可否、地域との調和の可否はいずれも可であり、下限面積の要件を満たすことから、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たすと考えます。以上で説明を終わります。

議長 ただいまの説明に関連して、地区担当委員から現地調査の結果について報告をお願いします。2番、長沼健司委員。

長沼委員 整理番号1について、現地調査の結果を報告します。本日25日の朝、譲受人の〇〇氏と話をしてきました。この土地は元々〇〇氏の土地であります、耕作放棄地のような状態で荒れており、その隣に〇〇氏の畑があります。以前より〇

○氏が自分のところの畑に入るのにも狭く藪が気になっていたとのことで、そこを更地にして野菜を作るそうです。場所も○○氏の自宅から歩いて数分と近く、野菜を作っても回るかと思います。宜しくご審議願います。

議長 ありがとうございます。これより質疑に入ります。質疑があれば発言を許します。
(なしの声あり)

議長 発言なしと認めます。お諮りいたします。農地法第3条の規定による許可申請のうち、所有権の移転の整理番号1については原案のとおり許可することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議長 ご異議なしと認めます。よって、原案のとおり許可することに決しました。次に、所有権の移転の整理番号2について事務局長より提案理由の説明をいたします。事務局長。

事務局長 整理番号2について説明いたします。譲渡人は長清水三丁目在住の○○氏、無職、譲受人は弁天一丁目在住の○○氏、農業であります。高松地内の田1筆について所有権を移転するもので、土地の所在、面積等の詳細については議案書に記載のとおりです。譲受人の要件としては、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たすと考えます。以上で説明を終わります。

議長 ただいまの説明に関連しての現地調査の結果ですが、地区担当委員である山口久志委員が欠席のため、事務局が事前に結果の報告を受けております。代理で報告をお願いします、事務局。

事務局 整理番号2について、山口委員の代理で現地調査の結果を報告します。○○氏の方に電話で経緯を確認後、現場の確認をしました。経緯としては譲渡人である○○氏が農地を相続したものの自分で耕作が出来ないため、農地を処分したいということで不動産会社に相談し、その不動産会社が譲受人である○○氏の親戚であったことから○○氏に話が持ちかけられました。これまで大豆を作っていた田であり、○○氏の方でも耕作が可能だったことから譲り受けることにしたそうです。なお引き続き大豆を作る予定と聞いております。○○氏については全ての許可要件を満たす方であることを確認しておりますが、なおご審議のほど宜しくお願いしますとのことです。以上です。

議長 ありがとうございます。これより質疑に入ります。質疑があれば発言を許します。
(なしの声あり)

議長 発言なしと認めます。お諮りいたします。農地法第3条の規定による許可申請のうち、所有権の移転の整理番号2については原案のとおり許可することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議長 ご異議なしと認めます。よって、原案のとおり許可することに決しました。次に、使用貸借権の設定について事務局長より提案理由の説明をいたしますが、木村辰也委員が当事者となっておりますので、農業委員会に関する法律第31条第1項の規定に

より、木村委員の退席を求めます。

(木村(辰)委員、退席)

議長 それでは、使用貸借権の設定について、事務局長より説明いたします。事務局長。

事務局長 使用貸借権の設定について説明いたしますので、議案書の2ページをお開きください。1件の申請がございました。整理番号1について説明いたします。貸し人は久保川在住の〇〇氏、無職、借り人は久保川在住の〇〇氏、農業で両者は親子であります。久保川地内の畑3筆について使用貸借権を設定するもので、土地の所在、面積等の詳細については議案書に記載のとおりです。本件につきましては、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たすと考えます。以上で説明を終わります。

議長 ただいまの説明に関連して、地区担当委員である私から現地調査の結果について報告します。

花谷会長 この件につきましては3月に許可された案件を受け、経営移譲年金受給のための措置であり、なんら問題は無いように思われます。〇〇氏からは5月18日に直接お話を聞きながら確認しました。許可相当であると思われます。

議長 これより質疑に入ります。質疑があれば発言を許します。

(なしの声あり)

議長 発言なしと認めます。お諮りいたします。農地法第3条の規定による許可申請のうち、使用貸借権の設定の整理番号1については原案のとおり許可することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議長 ご異議なしと認めます。よって、原案のとおり許可することに決しました。ここで、木村委員の着席を許可します。

(木村(辰)委員 着席)

議長 日程4、議第2号、第459回農用地利用集積計画の転貸を伴う利用権設定について議題といたします。内容については事務局長より説明いたします。事務局長。

事務局長 議第2号、第459回農用地利用集積計画の転貸を伴う利用権設定について説明いたしますので、議案書の3ページをお開きください。49件の申請がございました。全て農地中間管理機構を通じた貸借で、転貸者は全て山形市に事務所を有する公益財団法人やまがた農業支援センターです。整理番号1から5は関連がありますので、一括して説明いたします。借り人は金生西一丁目在住の〇〇氏、貸し人は牧野在住の〇〇氏、法定相続人代表〇〇氏、〇〇氏、仙石在住の〇〇氏及び高野在住の〇〇氏であります。牧野、仙石及び金谷地内の田8筆について賃借権または使用貸借権を設定するもので、土地の所在、面積等の詳細については議案書に記載のとおりです。以上の計画の内容は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たすと考えます。以上で説明を終わります。

議長 これより質疑に入ります。質疑があれば発言を許します。

(なしの声あり)

議長 発言なしと認めます。お諮りいたします。整理番号1から5については原案のとおり許可することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議長 ご異議なしと認めます。よって、原案のとおり許可することに決しました。次に、整理番号6について事務局長より説明をいたします。事務局長。

事務局長 整理番号6について説明いたします。借り人は下生居在住の〇〇氏、貸し人は松山二丁目在住の〇〇氏であります。中生居地内の田1筆について使用貸借権を設定するもので、土地の所在、面積等の詳細については議案書に記載のとおりです。以上の計画の内容は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たすと考えます。以上で説明を終わります。

議長 これより質疑に入ります。質疑があれば発言を許します。

(なしの声あり)

議長 発言なしと認めます。お諮りいたします整理番号6については原案のとおり許可することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議長 ご異議なしと認めます。よって、原案のとおり許可することに決しました。次に、整理番号7について事務局長より説明をいたします。事務局長。

事務局長 整理番号7について説明いたします。借り人は山形市在住の〇〇氏、貸し人は中生居在住の〇〇氏であります。中生居地内の田3筆について賃借権を設定するもので、土地の所在、面積等の詳細については議案書に記載のとおりです。以上の計画の内容は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たすと考えます。以上で説明を終わります。

議長 これより質疑に入ります。質疑があれば発言を許します。

(なしの声あり)

議長 発言なしと認めます。お諮りいたします。整理番号7については、原案のとおり許可することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議長 ご異議なしと認めます。よって、原案のとおり許可することに決しました。次に整理番号8及び9については関連がありますので、事務局長より一括して説明いたします。事務局長。

事務局長 整理番号8及び9について説明いたします。借り人は河崎三丁目在住の〇〇氏、貸し人は皆沢在住の〇〇氏及び小穴在住の〇〇氏であります。皆沢及び小穴地内の田6筆について賃借権を設定するもので、土地の所在、面積等の詳細については議案書に記載のとおりです。以上の計画の内容は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たすと考えます。以上で説明を終わります。

議長 これより質疑に入ります。質疑があれば発言を許します。

(なしの声あり)

議長 発言なしと認めます。お諮りいたします。整理番号８及び９については、原案のとおり許可することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

議長 ご異議なしと認めます。よって、原案のとおり許可することに決しました。次に、整理番号１０について事務局長より説明をいたします。事務局長。

事務局長 整理番号１０について説明いたします。借り人は川口在住の〇〇氏、貸し人は小穴在住の〇〇氏であります。小穴地内の田３筆について賃借権を設定するもので、土地の所在、面積等の詳細については議案書に記載のとおりです。以上の計画の内容は、農業経営基盤強化促進法第１８条第３項の各要件を満たすと考えます。以上で説明を終わります。

議長 これより質疑に入ります。質疑があれば発言を許します。

（なしの声あり）

議長 発言なしと認めます。お諮りいたします。整理番号１０については原案のとおり許可することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

議長 ご異議なしと認めます。よって、原案のとおり許可することに決しました。次に、整理番号１１について事務局長より説明をいたします。事務局長。

事務局長 整理番号１１について説明いたします。借り人は小穴在住の〇〇氏、貸し人は阿弥陀地在住の〇〇氏であります。小穴地内の田２筆について賃借権を設定するもので、土地の所在、面積等の詳細については議案書に記載のとおりです。以上の計画の内容は、農業経営基盤強化促進法第１８条第３項の各要件を満たすと考えます。以上で説明を終わります。

議長 これより質疑に入ります。質疑があれば発言を許します。

（なしの声あり）

議長 発言なしと認めます。お諮りいたします。整理番号１１については原案のとおり許可することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

議長 ご異議なしと認めます。よって、原案のとおり許可することに決しました。次に、整理番号１２について事務局長より説明をいたします。事務局長。

事務局長 整理番号１２について説明いたします。借り人は阿弥陀地に事務所を有する株式会社〇〇、貸し人は小穴在住の〇〇氏であります。阿弥陀地地内の畑１筆について賃借権を設定するもので、土地の所在、面積等の詳細については議案書に記載のとおりです。以上の計画の内容は、農業経営基盤強化促進法第１８条第３項の各要件を満たすと考えます。以上で説明を終わります。

議長 これより質疑に入ります。質疑があれば発言を許します。

（なしの声あり）

議長 発言なしと認めます。お諮りいたします。整理番号１２については原案のとおり許可することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議長 ご異議なしと認めます。よって、原案のとおり許可することに決しました。次に、
整理番号 13 について事務局長より説明をいたします。事務局長。

事務局長 整理番号 13 について説明いたします。借り人は小穴に事務所を有する株式会社〇〇、貸し人は小穴在住の〇〇氏であります。小穴地内の畑 1 筆について賃借権を設定するもので、土地の所在、面積等の詳細については議案書に記載のとおりです。以上の計画の内容は、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たすと考えます。以上で説明を終わります。

議長 これより質疑に入ります。質疑があれば発言を許します。

(なしの声あり)

議長 発言なしと認めます。お諮りいたします。整理番号 13 については原案のとおり許可することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議長 ご異議なしと認めます。よって、原案のとおり許可することに決しました。次に、
整理番号 14 について事務局長より説明をいたします。事務局長。

事務局長 整理番号 14 について説明いたします。借り人は宮脇在住の〇〇氏、貸し人は牧野在住の〇〇氏であります。牧野地内の田 2 筆について賃借権を設定するもので、土地の所在、面積等の詳細については議案書に記載のとおりです。以上の計画の内容は、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たすと考えます。以上で説明を終わります。

議長 これより質疑に入ります。質疑があれば発言を許します。

(なしの声あり)

議長 発言なしと認めます。お諮りいたします。整理番号 14 については原案のとおり許可することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議長 ご異議なしと認めます。よって、原案のとおり許可することに決しました。次に、
整理番号 15 について事務局長より説明をいたします。事務局長。

事務局長 整理番号 15 について説明いたします。借り人は檜下在住の〇〇氏、貸し人は檜下在住の〇〇氏であります。檜下地内の田 1 筆について使用賃借権を設定するもので、土地の所在、面積等の詳細については議案書に記載のとおりです。以上の計画の内容は、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たすと考えます。以上で説明を終わります。

議長 これより質疑に入ります。質疑があれば発言を許します。

(なしの声あり)

議長 発言なしと認めます。お諮りいたします。整理番号 15 については原案のとおり許可することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議長 ご異議なしと認めます。よって、原案のとおり許可することに決しました。次に、

整理番号１６について事務局長より説明をいたします。事務局長。

事務局長 整理番号１６について説明いたします。借り人は川口在住の〇〇氏、貸し人は川口在住の〇〇氏であります。川口地内の田２筆について賃借権を設定するもので、土地の所在、面積等の詳細については議案書に記載のとおりです。以上の計画の内容は、農業経営基盤強化促進法第１８条第３項の各要件を満たすと考えます。以上で説明を終わります。

議長 これより質疑に入ります。質疑があれば発言を許します。

（なしの声あり）

議長 発言なしと認めます。お諮りいたします。整理番号１６については原案のとおり許可することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

議長 ご異議なしと認めます。よって、原案のとおり許可することに決しました。次に、整理番号１７について事務局長より説明をいたします。事務局長。

事務局長 整理番号１７について説明いたします。借り人は永野在住の〇〇氏、貸し人は永野在住の〇〇氏であります。永野地内の田１筆について賃借権を設定するもので、土地の所在、面積等の詳細については議案書に記載のとおりです。以上の計画の内容は、農業経営基盤強化促進法第１８条第３項の各要件を満たすと考えます。以上で説明を終わります。

議長 これより質疑に入ります。質疑があれば発言を許します。

（なしの声あり）

議長 発言なしと認めます。お諮りいたします。整理番号１７については原案のとおり許可することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

議長 ご異議なしと認めます。よって、原案のとおり許可することに決しました。次に、整理番号１８から２１については関連がありますので、事務局長より一括して説明いたします。事務局長。

事務局長 整理番号１８から２１について説明いたします。借り人は十日町在住の〇〇氏、貸し人は泉川在住の〇〇氏、新町二丁目在住の〇〇氏、金生東一丁目在住の〇〇氏及び金生西一丁目在住の〇〇氏であります。泉川、仙石及び金生地内の田６筆について賃借権または使用賃借権を設定するもので、土地の所在、面積等の詳細については議案書に記載のとおりです。以上の計画の内容は、農業経営基盤強化促進法第１８条第３項の各要件を満たすと考えます。以上で説明を終わります。

議長 これより質疑に入ります。質疑があれば発言を許します。

（なしの声あり）

議長 発言なしと認めます。お諮りいたします。整理番号１８から２１については原案のとおり許可することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

議長 ご異議なしと認めます。よって、原案のとおり許可することに決しました。次に、

整理番号２２及び２３については関連がありますので、事務局長より一括して説明いたします。事務局長。

事務局長 整理番号２２及び２３について説明いたします。借り人は山形市に事務所を有する有限会社〇〇、貸し人は久保手在住の〇〇氏及び〇〇氏であります。久保手地内の田３筆について賃借権を設定するもので、土地の所在、面積等の詳細については議案書に記載のとおりです。以上の計画の内容は、農業経営基盤強化促進法第１８条第３項の各要件を満たすと考えます。以上で説明を終わります。

議長 これより質疑に入ります。質疑があれば発言を許します。

（なしの声あり）

議長 発言なしと認めます。お諮りいたします。整理番号２２及び２３については原案のとおり許可することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

議長 ご異議なしと認めます。よって、原案のとおり許可することに決しました。次に、整理番号２４について事務局長より説明をいたします。事務局長。

事務局長 整理番号２４について説明いたします。借り人は山形市在住の〇〇氏、貸し人は金瓶在住の〇〇氏であります。金瓶地内の畑１筆の一部について賃借権を設定するもので、土地の所在、面積等の詳細については議案書に記載のとおりです。以上の計画の内容は、農業経営基盤強化促進法第１８条第３項の各要件を満たすと考えます。以上で説明を終わります。

議長 これより質疑に入ります。質疑があれば発言を許します。

（なしの声あり）

議長 発言なしと認めます。お諮りいたします。整理番号２４については原案のとおり許可することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

議長 ご異議なしと認めます。よって、原案のとおり許可することに決しました。次に、整理番号２５から３４については関連がありますので、事務局長より一括して説明いたします。事務局長。

事務局長 整理番号２５から３４について説明いたします。借り人は山形市に事務所を有する株式会社〇〇、貸し人は埼玉県入間市在住の〇〇氏、細谷在住の〇〇氏、〇〇氏、〇〇氏、〇〇氏、〇〇氏、〇〇氏、〇〇氏及び高野在住の〇〇氏であります。細谷地内の田２３筆について賃借権を設定するもので、土地の所在、面積等の詳細については議案書に記載のとおりです。以上の計画の内容は、農業経営基盤強化促進法第１８条第３項の各要件を満たすと考えます。以上で説明を終わります。

議長 これより質疑に入ります。質疑があれば発言を許します。

（なしの声あり）

議長 発言なしと認めます。お諮りいたします。整理番号２５から３４については原案のとおり許可することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議長 ご異議なしと認めます。よって、原案のとおり許可することに決しました。

議長 日程5、報告第1号、農地法第18条の規定による通知書の受理について報告いたします。内容については事務局長より報告します。事務局長。

事務局長 告第1号、農地法第18条の規定による通知書の受理について報告いたしますので、議案書の11ページをお開きください。6件の届出がございました。整理番号1から6については関連がありますので、一括して説明いたします。貸し人は山形市在住の〇〇氏、宮脇在住の〇〇氏、上生居在住の〇〇氏、原口在住の〇〇氏、〇〇氏及び牧野在住の〇〇氏、借り人は山形市に事務所を有する公益財団法人やまがた農業支援センターであります。宮脇、上生居及び牧野地内の田畑12筆について解約するもので、土地の所在、面積等の詳細については議案書に記載のとおりです。以上で報告を終わります。

議長 ただいまの報告について、質問があれば発言を許します。

木村(正)委員 農地中間管理機構で借りていた土地を解約したという案件だと思うが、簡単に認めてよいものか。返された人がどうするかを掘り下げて考えていかなければならないのではないかと。会長の意見を伺いたい。

議長 借りる相手がいなければ管理機構が管理するというシステムが今のところ無いので、なんとも言いようがない。本来は10年契約のはずだがやむを得ないという形でこうなってしまったということです。今後ともこういうことが増えると思うが、農地中間管理機構が返された土地について、農地の耕作のための作業を誰かに委託するような仕事もするとか、返すのではなく受け入れてくれる農家を探すとかそういったことをしましょうということも今後に向けて書いてあるので、そういうことに期待するしかないのかなと思っております。

木村(正)委員 そうであれば、合意解約を認めないで管理機構の管理分として我々は申し上げてよいものか。

事務局長 これは農業委員会の議決を得なければならない事案ではなく報告であります。そのため認めないということにはなりません。

富田委員 いまの件に関連して、農地中間管理機構に貸し付けて3年4年が経つが、その間田んぼや畑は維持されているのかそれとも放置されているのか。

議長 中間管理機構を通して借りた者が耕作しています。中間管理機構は作業をするのではなく、マッチングをするところだけです。

富田委員 だとすれば、農地中間管理機構は土地を選別して扱っているのではないかと。例えば中山のような耕作のなっていない所を預けても作ってくれる人は稀で、そこを中間管理機構へとしても書類だけで動いているのではないかと。

事務局長 中間管理機構はマッチングなったものしか借りません。そういう仕組みになっております。

議長 借りる人がいないようなところは、軽微な土地改良をしながら借り手が借りやすい

様な整備をして貸し出すというような業務も一応掲げているのだが、実際それは全然していないというのもあって今後そこの辺りも充実してもらえればと思っているところですよ。

長沼委員 これは去年まで耕作していた人が、亡くなったり病気をしたりなど何らかの原因でいきなり返ってきたということなのか。

事務局長 そうです。

木村（辰）委員 今回の解約で2町歩5反歩ありますが、これは全て今年度作っているのか。誰かにまた貸ししたということはないのか。

事務局 新しい借り手は整理番号1番以外は見つかったそうです。

木村（辰）委員 そういうことも説明してもらうことによって、今回の質問も少なくなるのかと思います。あとこの解約が出てくる前に実際のところ総会が終わってからの推進員との打ち合わせで、推進員との相談があるべき問題だと思う。そうでなければ総会に対してこういった質問もおきないと思うので、事務局のほうで把握してもらいたい。

事務局 分かりました。こういった突然の解約、貸し手が見つからないような所は今後もなく出すようにします。

長沼委員 借り手は機構を通して借りているのか。どうやって次に借りる人を見つけたのか。

議長 推進員が返されることが分かった時点で他に借りる人がいないかを聞き取りした結果、1番以外は借りる人がいたということです。

議長 日程6、報告第2号、農地法第3条の3第1項の規定による届出について報告いたします。内容については事務局長より報告します。事務局長。

事務局長 報告第2号、農地法第3条の3第1項の規定による届出について報告いたしますので、議案書の13ページをお開きください。9件の届出があり、全て相続により所有権を取得したものです。なお、整理番号8については農業委員会によるあっせん等の希望有となっております。以上で報告を終わります。

議長 ただいまの報告について、質問があれば発言を許します。

後藤委員 相続による権利取得となっているが、平成28年や令和2年のものもあり、手続きが遅れたのか。今回法改正により罰則も付くようになるため質問してみました。

事務局 今後藤委員がおっしゃったように平成28年に相続は発生していたものの手続きが遅れていた方、時間が掛かったという方がいらっしやったので今の時期に出ているというのはあると思います。ただ今の時点で義務化はしていませんが来年度から相続の登記の手続きが義務化されることになっておりますので、今よりはタイムラグが少なくなってくるのではないかと思います。

議長 他に質問ございますか。質問なしということで次に進みます。

議長 日程7、報告第3号、使用貸借契約の解約書の届出について報告いたします。内容については事務局長より報告いたします。事務局長。

事務局長 報告第3号、使用貸借契約の解約書の届出について報告いたしますので、議案書の14ページをお開きください。3件の届出がございました。整理番号1について説明いたします。貸し人は牧野在住の〇〇氏、借り人は石堂在住の〇〇氏で、両者は親子であります。先ほど議決いただきました、転貸を伴う利用権設定のため、牧野地内の田1筆の一部について解約するもので、土地の所在、面積等の詳細については議案書に記載のとおりです。以上で報告を終わります。

議長 ただいまの報告について質問があれば発言を許します。

(なしの声あり)

議長 発言なしと認めます。次に、整理番号2について事務局長より報告いたします。事務局長。

事務局長 整理番号2について説明いたします。貸し人は小穴在住の〇〇氏、借り人は小穴在住の〇〇氏で、両者は親子であります。先ほど議決いただきました、転貸を伴う利用権設定のため、阿弥陀地及び小穴地内の畑2筆について解約するもので、土地の所在、面積等の詳細については議案書に記載のとおりです。以上で報告を終わります。

議長 ただいまの報告について質問があれば発言を許します。

(なしの声あり)

議長 発言なしと認めます。次に、整理番号3について事務局長より報告いたします。事務局長。

事務局長 整理番号3について説明いたします。貸し人は細谷在住の〇〇氏、借り人は細谷在住の〇〇氏で、両者は祖父と孫の関係であります。先ほど議決いただきました、転貸を伴う利用権設定のため、細谷地内の田2筆について解約するもので、土地の所在、面積等の詳細については議案書に記載のとおりです。以上で報告を終わります。

議長 ただいまの報告について質問があれば発言を許します。

(なしの声あり)

議長 発言なしと認めます。

議長 日程8、報告第4号、承認した農地改良届出について報告いたします。内容については事務局長より報告いたします。事務局長。

事務局長 報告第4号、承認した農地改良届出について報告いたしますので、議案書の15ページをお開きください。2件の届出がございました。整理番号1について説明いたします。所有者は藤吾在住の〇〇氏、施工者は高野に事務所を有する株式会社〇〇であります。田を畑にするため盛土を行うもので、土地の所在、面積等の詳細については議案書に記載のとおりです。以上で報告を終わります。

議長 ただいまの報告について質問があれば発言を許します。

(なしの声あり)

議長 発言なしと認めます。次に、整理番号2について事務局長より報告いたします。事務局長。

事務局長 整理番号2について説明いたします。所有者は永野在住の〇〇氏、施工者は高野に事務所を有する株式会社〇〇であります。隣接地と同程度の高さまで盛土を行うもので、土地の所在、面積等の詳細については議案書に記載のとおりです。以上で報告を終わります。

議長 ただいまの報告について質問があれば発言を許します。

原田委員 開始年月日から終了年月日までだいたい1年くらいあるが、これは工事関係だから長い期間をみているのか。盛土とはいうが、この土は残土ではないのか。

事務局長 届出としては最長の1年間の届出をしていらっしゃるのだと思うが、実際6月から始めるわけではないと思うので、長い期間を一応みているという届出の内容かと思っております。

議長 それではこの件につきましては他に発言ございませんね。最後にお諮りいたします。本総会において議決された議案の中で、字句、数字等の整理を要するものについては、その整理を議長に委任願いたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議長 ご異議なしと認めます。よって、字句・数字等の整理を要するものについては、議長に委任することに決しました。以上をもって、本日の総会の日程は全部終了いたしました。

(終了時刻 午後2時46分)

議事録署名委員

議事録署名委員